

<p>公安委員会 説明資料No. <b>1</b></p>	<p>次期通常国会提出予定法律案 件名要旨等について</p>	<p>平成23年12月15日 総務課</p>
<p>1 次期通常国会提出予定法律案件名要旨（確定） <span style="float: right;">総計 3件</span></p> <p>○ 不正アクセス行為の禁止等に関する法律の一部を改正する法律案  近年における不正アクセス行為の手口の変化に対応し、その禁止の実効性を確保するため、他人の識別符号を不正に取得する行為等を禁止するほか、不正アクセス行為に係る法定刑を引き上げる等の所要の措置を講ずる。<span style="float: right;">（情報技術犯罪対策課）</span></p> <p>※ 共管省庁：総務省、経済産業省  ※ 閣議決定希望日：2月中旬</p> <p>○ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案  最近における暴力団をめぐる情勢に鑑み、対立抗争等に伴う市民生活に対する危険を防止するための措置、暴力的要求行為及び準暴力的要求行為の規制等を強化するほか、罰則の引上げ等の所要の措置を講ずる。<span style="float: right;">（企画分析課）</span></p> <p>※ 関係省庁：法務省  ※ 閣議決定希望日：2月下旬</p> <p>○ 警察官による死因又は死体の身元の調査等に関する法律案  警察が取り扱う死因又は身元が明らかでない死体について、遺族その他の関係者の不安の緩和又は解消に資するとともに、死因が災害、事故、中毒、犯罪その他市民生活に危害を及ぼす事案であることが明らかとなった場合に適切な措置を講ずることにより同種の被害の防止に寄与し、もって市民生活の安全と平穏を確保するため、警察官による調査、簡易検査、解剖その他死因又は身元を明らかにするための措置に関し必要な事項を定める。<span style="float: right;">（捜査第一課）</span></p> <p>※ 関係省庁：法務省、厚生労働省  ※ 閣議決定希望日：3月上旬</p> <p>2 地方自治法第263条の3第5項の規定に基づく通知  上記法律案の概要等を全国知事会等に通知する。</p> <p>3 今後の予定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 件名要旨等について、12月21日（水）までに内閣総務官室に登録</li> <li>・ 平成24年1月5日（木）「各府省文書課長等会議開催」</li> <li>・ 平成24年1月中旬「内閣提出予定法律案等件名・要旨調」閣議決定</li> </ul>		

### 1 趣旨

道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）等について、運転経歴証明書  
の交付を申請することができる期間を延長するなどの改正を行うもの。

### 2 内容

#### (1) 道路交通法施行令の一部を改正する政令案

##### ア 運転経歴証明書の交付を申請することができる期間の延長

現行規定上、運転経歴証明書の交付を申請することができる期間に  
ついては、申請により運転免許が取り消されてから1月以内とされて  
いるところ、これを5年以内にまで延長することとする。

##### イ 運転免許等に関する手数料に係る規定の改正

運転免許等に関する手数料について、その標準を改める。

#### (2) 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案

##### ア 運転経歴証明書に関する規定の整備

- 運転経歴証明書の交付の申請の申請に関する規定を整備する。
- 運転経歴証明書の記載事項、様式等を定める。

氏名	日本花子	昭和50年7月10日生
住所	東京都千代田区霞が関2-1-2	
交付	平成24年04月01日 12345-1	
<b>運転経歴証明書</b> (自動車等の運転はできません)		
第	123456789000	号
交付	平成07年04月01日	期
満	平成09年04月01日	期
三	平成14年04月01日	期
〇〇〇〇 公安委員会		

備考	
注意事項	
1 運転経歴証明書は、申請により運転免許の取得を受けた日前5年間の自 動車の運転に関する経歴について証明するものです。	
2 住所等に変更が生じた場合は、速やかに住所等を管轄する公安委員会 へ届け出て、変更事項の記載を受けてください。	

- 運転経歴証明書の記載事項の変更の届出、再交付の申請及び返納  
に関する規定を整備する。
- この府令の施行前に運転経歴証明書の交付を受けた者に関する経  
過措置を定める。

##### イ パーキング・メーター及びパーキング・チケット発給設備に関する 規定の整備

「地域主権戦略大綱」（平成22年6月閣議決定）を踏まえ、パーキ  
ング・メーター、パーキング・チケット発給設備の高さと作動・発給  
方法の表示の規定を削除する。

#### (3) 施行期日

- (1)ア、イ及び(2)アは、平成24年4月1日
- (2)イは、公布の日

### 3 意見公募手続の実施結果

平成23年12月10日（土）まで意見公募手続を実施した結果、8件の意見  
が寄せられた。

## 1 東日本大震災復興特別区域法

### (1) 概要

復興特別区域における復興の円滑かつ迅速な推進のため、復興推進計画の認定と規制の特例措置等について定めるもの

### (2) 道路運送法の特例等

- 被災地の地方公共団体が、被災区域道路運送確保事業を定めた復興推進計画について内閣総理大臣の認定を受けたときは、道路運送法の手続の一部が不要となる。

(注) 現行制度では、乗合バス事業者は、路線の新設、変更等に係る事業計画を変更する場合に、国土交通大臣へ事業計画の認可申請(届出)を行う必要がある。

- 国土交通大臣は、内閣総理大臣から認定の同意を求められたときは、都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)の意見を聴取する。  
→ 意見聴取の方法及び意見を聴く必要がない場合を本命令で規定

## 2 命令案の概要

### (1) 第1条関係(書面の送付)

国土交通大臣は、内閣総理大臣から同意を求められたときは、遅滞なく、関係する公安委員会に対し、意見を求める旨の書面を送付する。

### (2) 第2条関係(意見の提出期限)

書面の送付を受けた公安委員会は、当該書面の送付を受けた日から20日以内に、国土交通大臣に対し、意見を提出する。

### (3) 第3条関係(意見を聴く必要がない場合)

関係する公安委員会の意見を聴く必要がない場合は、以下の場合とする。

- ① 事業内容に一般乗合旅客自動車運送事業が含まれない場合
- ② 区域運行のみの一般乗合旅客自動車運送事業である場合
- ③ 普通自動車である事業用自動車のみを使用する場合
- ④ 既存の路線及び停留所と同一の路線等により運行しようとする場合

### (4) 第4条関係(公安委員会への通知)

国土交通大臣は、公安委員会の意見の提出があった認定申請について、内閣総理大臣に同意又は不同意の通知をしたときは、遅滞なく、その旨及びその内容を当該公安委員会に通知する。

## 3 今後のスケジュール

公布：12月下旬

施行：法の施行の日(12月26日予定)

**1 来日日程**

12月17日(土)	午後2時10分	大阪国際空港(伊丹空港)着 【本 国 から】
	午後3時00分	在日本大韓民国民団大阪府地方本部着 (午後3時00分~午後4時00分) 【韓国大使館主催レセプション】
	午後5時00分	京都迎賓館着 (午後6時30分~午後6時55分) 【お 茶 会】 (午後7時00分~午後9時00分) 【総理大臣主催晩餐会】
12月18日(日)	(宿舎内)	(午前9時00分~午前10時00分) 【日韓首脳会談】
	午前11時00分	龍安寺着 【視 察】 (午前11時00分~午前11時45分)
	午後1時10分	大阪国際空港(伊丹空港)発 【本 国 へ】

**2 協議内容**

外務大臣が国家公安委員会に対し、「国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律」(昭和63年法律第90号)第4条第2項において準用する同法第3条第3項の規定に基づき、協議してきた内容は次のとおり。【指定地域1~5】

番号	指 定 地 域	指 定 期 間	管轄警察	
1	大阪国際空港(伊丹空港)周辺地域 (来・離日空港)	12月17日(土) 午後0時から 同 日 午後4時まで	大阪府警	
		12月18日(日) 午前11時から 同 日 午後3時まで		
2	在日本大韓民国民団大阪府地方本部周辺地域 (韓国大使館主催レセプション)	12月17日(土) 午後1時から 同 日 午後5時まで		京都府警
		12月17日(土) 午後1時から 12月18日(日) 午後3時まで		
3	在大阪大韓民国総領事館周辺地域 ( 外 国 公 館 )	12月17日(土) 午後1時から 12月18日(日) 午後3時まで		
4	京 都 迎 賓 館 周 辺 地 域 (日韓首脳会談及び宿舎等)	12月17日(土) 午後3時から 12月18日(日) 午後2時まで		
5	龍 安 寺 周 辺 地 域 ( 視 察 )	12月18日(日) 午前9時から 同 日 午後1時まで		

**3 協議に対する意見**

李明博大韓民国大統領の来日をめぐる諸情勢を勘案し、上記協議については異議のない旨回答することが適当。

**4 官報告示予定**

平成23年12月16日(金)

平成24年度税制改正大綱については、12月10日、第26回政府税制調査会において決定されたのち、閣議決定された。

当庁は、軽油引取税の課税免除の特例措置3項目について、その延長を要望していたところ、その結果は下記のとおり。

○ 軽油引取税に係る課税免除措置

- (1) 警察用船舶の動力源の用途(免除額 約1億1,200万円) → 3年延長
- (2) 警察通信施設の非常電源の用途(免除額 約50万円) → 3年延長
- (3) 自動車教習用車両の動力源の用途(免除額 約1,240万円、45か所) → 廃止

※第24回政府税制調査会(12月7日)において、「特例利用率が極めて低く、かつ、1件当たりの免税額が経営規模に比して僅少なものを廃止」する旨の取りまとめがなされたところ。

- 軽油引取税に係る課税免除措置の適用期限延長後の取扱いについては、地球温暖化対策や燃料課税全体のあり方に関する議論もあることから、東日本大震災からの復興状況、課税免除措置廃止による国民生活への影響、国・地方を通じた財政事情等も勘案しつつ、引き続き検討。

## 1 検証報告の概要

## (1) 検証対象事業等

警察庁の平成22年度予算モデル事業である「性犯罪被害者対応拠点モデル事業（ハートフルステーション・あいち）」（以下「モデル事業」（※）という。）について、設置運営上の利点・課題に関し、有識者を含めた検証部会を設け、検証を行った。

(※) 性犯罪被害者の精神的負担の軽減及び性犯罪の潜在化防止を図るため、病院の一室に設けた拠点に民間の女性支援員及び支援担当の女性警察官が常駐し、電話・面接相談、診療の際の付添い、医師等との連絡等を行った。

## (2) 検証結果

## ア モデル事業の活動実績

平成22年7月から23年3月までの活動期間中に、来所・電話を合わせて100件の相談を受け付けた（うち、警察による強姦又は強制わいせつ事案の認知の端緒となったのが8件。）。

P6表ハ-1a

P14まとめ

(※) モデル事業における相談受付時間は、平日午前9時から午後8時までの間であり、相談受付地域は、愛知県全域及び岐阜県南部に限定した。

P7表ハ-3b

P7まとめ

(※) 病院が主体となった民間団体である「性暴力救援センター・大阪（SACHICO）」では、全国からの性暴力被害の相談を24時間体制で民間支援員が受け付け、必要により警察に連絡をする活動を行っているが、平成22年4月から平成23年3月までの活動期間中に、来所・電話を合わせて1,850件の相談を受け付けている（うち、警察による認知の端緒となったのが10件。）。

P6表S-1a

P9表S-4

P7～8まとめ

## イ 効果

## (ア) 性犯罪被害者の精神的負担の軽減

「知り合いに勧められて来たが、診察やカウンセリングを受けることができ安心した。」との声が寄せられるなど、性犯罪被害者の負担軽減に一定の効果があった。

P18～19・8

(1)

## (イ) 性犯罪の潜在化防止

相談が端緒となって警察が事件を認知した事案が8件あるほか、誰にも相談できずに悩んでいた被害者がカウンセリングや治療を受けるなど、性犯罪の潜在化防止という観点からも一定の効果があった。

P14まとめ

## ウ 性犯罪被害者対応拠点運営のための課題

## (ア) 財政的基盤について

運営に当たっては、施設・設備の確保、支援員及び医師・看護師の態勢の確保、広報等の必要があるが、そのためには官民を通じた財政的基盤の確立が重要である。

P18まとめ

(イ) 拠点設置協力病院及び医師等の確保について

拠点における最も重要な機能の一つである性犯罪被害者のスムーズな診察・治療のため、拠点設置協力病院の確保が重要。併せて、産婦人科医会との連携、医師に対する研修、啓発活動が重要である。

P13・18 まと  
め

(ウ) 拠点における警察官の活動について

モデル事業は警察が運営主体となり、警察官を常駐させたが、「女性警察官が対応してくれたので、安心して話げできた」という評価がある一方、「警察が運営主体＝事件化が前提」というイメージからくる被害者の敬遠傾向も否定できないことから、拠点運営上の課題となる。

P18 ~ 19・  
8(1)  
P8 まとめ

2 今後の対応

ハートフルステーション・あいちは本年度も運営を継続しているが、相談・来所件数に増加が見られるなど、徐々に活動が定着しつつある。

内閣府が主催する「性犯罪被害者ワンストップ支援センターの開設・運営の手引（仮称）」作成委員会において、同拠点の活動状況や本検証結果をも踏まえ、性犯罪被害者対応拠点のあり方について検討していく。

(※ 別添資料省略)

公安委員会  
説明資料NO. 7

平成24年警察白書について

平成23年12月15日  
総務課

(略)



## 1 刑法犯認知・検挙状況

	H23.1~11	H22.1~11	増減数	増減率(%)
認知件数	1,369,279	1,464,912	-95,633	-6.5
検挙件数	433,355	465,240	-31,885	-6.9
検挙人員	282,955	298,111	-15,156	-5.1
うち少年の検挙人員	71,452	77,868	-6,416	-8.2
検挙率(%)	31.6	31.8	-0.2ポイント	

## 2 主な特徴点

### (1) 刑法犯認知件数は前年同期に比べ減少

- 平成15年以降続いている刑法犯認知件数の減少傾向は継続。  
岩手、宮城、福島の被災3県においても刑法犯認知件数は15.4%減少。
- 金融機関強盗は62件（前年比-1件、-1.6%）と減少するも、被害額は激増（昨年1年間の約6.7倍）。
- コンビニ強盗は577件（前年比-88件、-13.2%）、その他の店舗強盗は403件（前年比-37件、-8.4%）といずれも減少しているが、特定の牛丼チェーン店を狙った強盗事件が多発したため、運営会社に防犯対策の強化を要請。
- 自動車盗は、2万2,906件（前年比+973件、+4.4%）と増加。

### (2) 重要犯罪と重要窃盗犯の検挙率は上昇

刑法犯の検挙率は、前年同期に比べ低下したが、重要犯罪の検挙率（65.4%、+1.7P）、重要窃盗犯の検挙率（50.1%、+0.2P）は上昇。

### (3) 被災3県では刑法犯認知件数の前年対比の増減率が、震災発生により、大きく減少（震災前-2.0%が、震災後は-16.8%）

震災前後の期間における刑法犯認知件数（月平均）の状況

	H23.1~2	H22.1~2	増減数	増減率(%)	H23.3~5	H22.3~5	増減数	増減率(%)
全 国	106,338	114,233	-7,895	-6.9	122,791	132,987	-10,196	-7.7
被災3県								
岩手県	399	417	-18	-4.2	514	582	-68	-11.7
宮城県	1,577	1,707	-130	-7.6	1,744	2,010	-266	-13.2
福島県	1,277	1,198	80	6.6	1,205	1,569	-364	-23.2
計	3,253	3,321	-68	-2.0	3,462	4,161	-699	-16.8

注:本表は、各欄それぞれ四捨五入したものを記載しているため、数値の合計が一致しない。

- 震災前後では、震災後の刑法犯の減少率が震災前の減少率を上回っており、特に被災3県では顕著。  
（全国:0.8P減少(-6.9%が-7.7%)、3県:14.8P減少(-2.0%が-16.8%)）
- 震災により被災地では、無人となった民家や店舗、ATMを狙った侵入窃盗などが震災直後に多発したが、検問やパトロール活動等により、その後は減少傾向。

## 3 今後の犯罪抑止対策

- 地域の実態に即した犯罪抑止対策の強化
- 関係機関・団体、事業者等との連携強化
- 重層的な防犯ネットワークの整備と主体的な自主防犯活動の促進
- 初動捜査の高度化、捜査の科学化の推進
- 取調べ能力の向上と的確な捜査指揮

1 事犯の概要

本年に入り、新たな手口によりインターネットバンキングのID・パスワード等を盗み、不正アクセス、不正送金する手口が多発している。

○ フィッシングによる犯行

インターネットバンキングの利用権者へ金融機関を装って電子メールを送り、セキュリティ向上のためと偽り、メールに添付された画面又は予め開設しておいた偽サイトにID・パスワード、第2パスワード用の乱数表を入力させ、取得したID・パスワード、乱数表を使いインターネットバンキングに不正アクセスし、他人の口座へ送金するもの。

○ 不正プログラムによる犯行

何らかの方法でインターネットバンキング利用権者のパソコンに不正プログラムを送り込み、利用権者の知らない間にID・パスワードを取得し、取得したID・パスワードを使いインターネットバンキングに不正アクセスし、他人の口座へ送金するもの。

2 発生状況 (平成23年3月末以降、11月24日までの都道府県警察からの報告分)

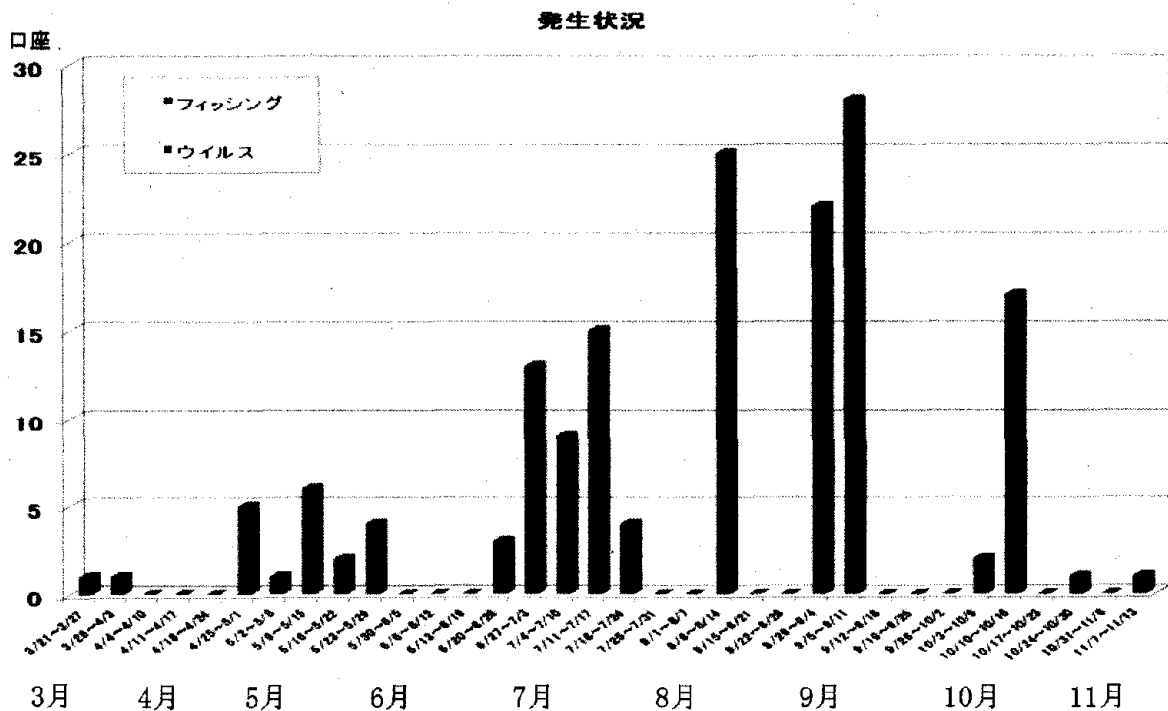
○ 35都道府県の56の金融機関の160口座 (未遂40口座を含む。) が被害

○ 不正送金総額 約3億円

フィッシングによる犯行 2金融機関 24口座 約2,000万円

不正プログラムによる犯行 54金融機関 136口座 約2億8,200万円

○ 1週間ごとの発生状況



### 3 一部被疑者の逮捕

- 平成23年8月8日、大阪府内の金融機関のインターネットバンキングを利用する同府内の法人が、その管理するID・パスワードで不正アクセスされ、別の金融機関の口座へ800万円が不正送金された事案で、9月26日から11月17日までの間に、不正送金先口座の名義人(現金引出人)現金の運び屋、両者に犯行を指示した者を逮捕。(埼玉県警)
- 平成23年8月31日、東京都内の金融機関のインターネットバンキングを利用する都内の法人が、その管理するID・パスワードで不正アクセスされ、別の金融機関の口座へ100万円が不正送金された事案で、10月17日、現金引出人を逮捕。(警視庁)

#### ※今後の捜査方針

不正送金先口座の名義人や金融機関への不正アクセスの発信元等の捜査を通じて、不正アクセス行為者の特定に努める。

### 4 警察、関係団体による対策

#### (1) 金融庁、全国銀行協会等関係団体に対する働き掛け等

顧客への注意喚起と可変式パスワード等の推奨について、金融庁、全国銀行協会、全国信用金庫協会、労働金庫連合会等を通じて金融機関へ要請。金融庁、業界団体では、効果的な防犯システムの導入に向け検討中。

#### (2) インターネットバンキング利用者への注意喚起

都道府県警察において、不正アクセスの手口、発生状況の広報を通じてインターネットバンキング利用者等へ注意喚起。

#### (3) フィッシング行為の処罰化、罰則の強化等のための不正アクセス禁止法改正に向けた作業

公安委員会	第20回全国小学生作文コンクール 「わたしたちのまちのおまわりさん」 の受賞者の決定等について	平成23年12月15日
説明資料No. 10		少年課

### 1 全国小学生作文コンクールの趣旨等

本コンクールは、小学生に警察官とのふれあい等について作文を通して改めて考えてもらうことで、非行防止、健全育成を図ることを目的として、平成4年度から実施しているもの。

主催：読売新聞社、(財)社会安全研究財団、  
(公社)全国少年警察ボランティア協会

後援：内閣府、警察庁、文部科学省

### 2 募集結果

応募総数 9, 528点

(低学年の部 4, 595点、高学年の部 4, 932点、学年不明 1点)

### 3 審査員

特別審査員～女優・タレント 高田万由子氏

審査員～主催者代表等 5名

### 4 受賞者

内閣総理大臣賞	低学年の部	岩手県(宮古市立高浜小学校1年)	のおもてりお 野表 莉央
	高学年の部	栃木県(塩谷町立玉生小学校5年)	いしおろしりん 石下 凜

・表彰状、盾、副賞(図書カード5万円)を授与

国務大臣・国家公安委員会委員長賞	低学年の部	栃木県(栃木市立大平西小学校1年)	おのありき 小野 愛桜
	高学年の部	岩手県(大船渡市立大船渡小学校6年)	いがりりょうこ 猪狩 良子

・表彰状、盾、副賞(図書カード3万円)を授与

警察庁長官賞	低学年の部	茨城県(水戸市立酒門小学校3年)	やなかしほ 谷中 志帆
	高学年の部	徳島県(私立徳島文理小学校4年)	いしかわまほ 石川 真帆

・表彰状、盾、副賞(図書カード2万円)を授与

※ このほか、読売新聞社賞2名、社会安全研究財団賞2名、  
審査員特別賞2名、優秀賞30名が表彰される。

### 5 表彰式等

(1) 12月24日(土)午後2時からグランドアーク半蔵門で表彰式を開催予定。

受賞者42名が保護者とともに出席予定。

国家公安委員会委員、警察庁長官、生活安全局長が出席予定。

(2) 12月22日(木)の読売新聞紙上に、内閣総理大臣賞受賞作品2点が掲載されるほか、受賞作品42点全てが読売新聞社ホームページで紹介される予定。

1 実施期間

平成23年11月1日～30日までの1か月間（10月：準備期間）

2 指名手配被疑者の検挙状況

(1) 内訳（10月の準備期間を含む。以下同じ。）

	検挙人員	昨年同期比
指名手配被疑者	589人	+77人
捜査重点被疑者	80人	+4人
警察庁指定特別手配被疑者	0人	±0人
警察庁指定重要指名手配被疑者	0人	-1人
都道府県警察指定重要指名手配被疑者	80人	+5人
捜査重点被疑者以外	509人	+73人

(2) 端緒及び逃亡期間別

端緒	逃亡期間						計(人)
	5年以上	3年以上 5年未満	2年以上 3年未満	1年以上 2年未満	6か月以上 1年未満	6か月未満	
立ち回り先捜査	4 (44%)	2 (18%)	5 (50%)	7 (37%)	19 (51%)	291 (58%)	328 (56%)
職務質問	1 (11%)	3 (27%)	1 (10%)	2 (11%)	—	74 (15%)	81 (14%)
見当たり捜査	1 (11%)	1 (9%)	3 (30%)	2 (26%)	4 (11%)	40 (8%)	54 (9%)
他事件逮捕	1 (11%)	1 (9%)	—	2 (11%)	4 (11%)	16 (3%)	24 (4%)
出頭	1 (11%)	1 (9%)	—	1 (5%)	2 (5%)	32 (6%)	37 (6%)
通報	—	—	—	—	1 (3%)	9 (2%)	10 (2%)
旅舎検	—	2 (18%)	1 (10%)	—	—	4 (1%)	7 (1%)
その他	1 (11%)	1 (9%)	—	2 (11%)	7 (19%)	37 (7%)	48 (8%)
計(人)	9	11	10	19	37	503	589

3 検挙事例

- (1) 長崎県警察が指名手配し、来年時効を迎える窃盗被疑者について、各種照会等を実施の上、被疑者の立ち回り先を割り出し、静岡市内において逮捕した。【逃亡期間6年97日、長崎県警察】
- (2) 岩手県警察が指名手配していた詐欺被疑者が、都内の金融機関を利用してることが判明したため、警視庁の見当たり捜査員が金融機関周辺の遊技場を捜査した結果、パチンコ店で遊技中の被疑者を発見、逮捕した。【逃亡期間1年124日、警視庁】
- (3) 宿泊施設等に対する全国一斉捜査(11月2～4日)の一環として、管内の事業所における従業員の稼働状況を検査した結果、和歌山県警察から指名手配されている窃盗被疑者の稼働事実が判明したことから、張り込み捜査を実施し、被疑者を逮捕した。【逃亡期間2年62日、大阪府警察】

## 1 概要

平成23年11月28日、富山県が警察本部科学捜査研究所を含む県の施設から国際規制物資を発見した旨広報したことを受け、同日、犯罪鑑識官において科学警察研究所及び全国の科学捜査研究所(室)に対し、その保有及び許可の取得状況にかかる調査を行った結果、25道県警察(方面)本部において、許可を受けないまま保有されていた可能性がある国際規制物資が発見された。

## 2 発見された国際規制物資

酢酸ウラニル(酢酸ウラン) 20道県 酢酸ウラニル亜鉛 4県  
硝酸ウラニル 6道県 硝酸トリウム 2県 塩化トリウム 1県  
(合計5種類)

※ 原子炉等規制法では、昭和52年の法改正で、核燃料物質の一定量以下の使用のための保有についても、国際規制物資として文部科学大臣の許可が必要となった。

※ 今回、発見されたものは、いずれも昭和52年の法改正前から保有されていたと推定され、そうであれば、当時、国際規制物資としての使用許可を受ける必要はなかったが、現時点では、法改正前のいつから保有していたのかが判然としないため、使用許可を受けることとした。

## 3 人体への影響

放射線量は、数値の高い道県においても0.5マイクロシーベルト/毎時以下であり、人体に影響を与えるレベルではない。

※ 自然界における放射線量が0.3マイクロシーベルト/毎時程度とされている。

## 4 今後の対応

- (1) 文部科学省担当者と打ち合わせを行った上、同省への報告は警察庁が取りまとめて行うとともに、関係道県警察(方面)本部に対し同省へ速やかに許可申請手続を行うよう指示。
- (2) 法規制の内容、定められた方法による適正な管理等を周知徹底するための通達を发出。
- (3) 都道府県警察(方面)本部に対し、試薬全般の管理状況を詳しく検証し、その管理を適切に行うよう、これまで以上に直接的な業務指導を実施。

## 1 趣旨

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成21年法律第79号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、関係政令について所要の改正を行うもの。

## 2 改正法の概要

法務省による入国・在留関係の許可の手續と市区町村による外国人登録との二元的なものになっていた従来の在留管理制度を改め、在留管理情報を法務省に一元化して正確かつ継続的に把握できるようにする、新たな在留管理制度を構築するなどのもの。

これに伴い、外国人登録法（昭和27年法律第125号。以下「外登法」という。）が廃止されるほか、在留カード（中長期在留者が対象）及び特別永住者証明書（特別永住者が対象）が新設される。

## 3 政令案の主な内容（警察庁関連）

### (1) 外登法を引用していた政令の改正

改正法の施行に伴い外登法が廃止されることから、外登法を引用していた政令として、

- 警察法施行令（国庫が支弁する都道府県警察に要する経費）
- 警察庁組織令（外事課の所掌事務等）

について所要の改正を行うもの。

### (2) 外国人登録証明書等を引用していた政令の改正

外国人登録証明書及び外国人登録原票が廃止され、在留カード及び特別永住者証明書並びに外国人住民に係る住民票（※）が新設されることから、これまで外国人登録証明書等を本人確認書類等として規定していた政令として、

- 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令
- 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令

について所要の改正を行うもの。

（※）外国人住民に係る住民票

住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行によって新設される。

## 4 今後の予定

閣議決定：平成23年12月20日

公 布：平成23年12月26日

施 行：平成24年7月9日

## 1 被害状況（12月14日現在。以下同じ。）

死者：15,842人、行方不明者：3,485人、負傷者：5,890人

## 2 警備体制

- これまでに全ての都道府県警察から約87,100人の警察官を派遣。
- 約5,100人体制で災害警備活動を実施中。
  - ・ 自県部隊：約3,600人（岩手、宮城、福島）
  - ・ 派遣部隊：約1,500人（岩手約200人、宮城約500人、福島約800人）

## 3 これまでの特別派遣部隊の数等

県別	岩手県	宮城県	福島県	合計
特別派遣人員	約 26,600人	約 34,300人	約 26,200人	約 87,100人
人・日(延べ)	約250,800人	約317,400人	約252,600人	約820,800人

## 4 主な災害警備活動

## ○ 行方不明者の捜索活動

岩手県警察では約80人、宮城県警察では約50人、福島県警察では約20人の態勢（3県警察とも自県態勢のみ）で捜索活動を継続。

## ○ 福島第一原子力発電所周辺における活動

- ・ 特別派遣部隊約270人態勢で、警戒区域（4月22日設定）内への立入禁止措置を徹底させるための検問を継続。
- ・ 6月2日以降、特別警備隊（約240人）を編成し、計画的避難区域を中心に、警戒区域及び旧・緊急時避難準備区域を含む地域を活動範囲として重点パトロール等を継続。

## ○ 特別派遣部隊の冬期派遣に対する備え

全国都道府県警察では、冬期の特別派遣に備え、スタッドレスタイヤの新たな整備、バッテリーの早期交換等、部隊車両への事前対策や、防寒衣、滑り止め付き長靴、使い捨てカイロの配布等、個人装備品への対応を図っているほか、チェーン脱着訓練、防寒対策の徹底等、寒冷地での活動に関する指示・教養を積極的に実施。

## ○ 身元確認

警察官約70人体制で遺体の見分、身元確認を実施。これまでに約15,100体の遺体の身元を確認（収容された遺体の約96%）。

## ○ 防犯及び犯罪取締り

仮設住宅の防犯対策を推進しているほか、被災地での犯罪を抑止するため、地元県警察及び地域警察特別派遣部隊による警戒・警ら活動を実施。

さらに、被災地での犯罪取締りに迅速に対応するため、特別機動捜査派遣部隊を3県に派遣し、機動力を活かした犯罪多発地域等におけるよう撃捜査、事件発生時の初動捜査を強化。